⑷　工事内容　以下に掲げる工事を行う。
・局舎（ＲＣ－３／一部ＲＣ－４　約5,300㎡）新設（管制塔含む）
・既設建物解体４棟（W造×２棟、ＲC造×２棟）総面積約1,200㎡
・詳細図等作成業務一式
⑸　工期　平成28年１月31日まで
ただし、局舎新設は平成27年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　鉄筋約560ｔ、コンクリート約4,600㎥、ガラス約460㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成10年４月１日から公告日までに、建築一式工事の元請けとして、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造３階建以上の建物で、かつ延4,000㎡／棟以上の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
イ　平成10年４月１日から公告日までに、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの企業による技術提案を受け付け、アとイ及び価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
㋐　技術提案
１）「建物の耐久性向上及び美観を確保するために、コンクリートの基本要求品質の向上に関してどのような配慮を行うか。」
（着目点）
本施設は、コンクリート打放し仕上げを多用した建築物であり、コンクリート打放し仕上げの上、複層仕上塗材及び塗装仕上げが多用されている。
コンクリートの基本要求品質の向上は、建物の耐久性向上及び施設完成後に勤務環境の快適性を損なうような躯体の不具合防止に重要であることから、次の５つの項目に着目し、それぞれについて提案を求めるものである。
①　コンクリートの運搬に関すること
②　密実なコンクリートの打設に関すること
③　ひび割れ防止に関するコンクリート調合の配慮について
④　開口部周りのひび割れ防止に関する配慮について
⑤　コンクリート打設後の養生に関する配慮について
２）「本工事の施工にあたり、運用中の飛行場施設に対してどのような配慮を行うか。」
（着目点）
本工事場所は、飛行場地区のエプロン及び既存管制塔に近接する工事である。また、工事期間中においても滑走路側建物前面でＧＬから約20mまでの高さ制限が課せられる。このような状況から、建設工事に起因した航空機の運用障害があってはならない。特に工事施工に伴う粉塵、資材・廃材くずの飛散、工事用車両の通行に起因する泥・砂利等の拡散は、航空機の運用に直接的に支障を及ぼすため、この対策が重要となる。これらのことから、次の５つの項目に着目し、それぞれの項目について提案を求めるものである。
①　施工中における粉塵抑制対策
②　施工中における飛散防止対策
③　工事車両の通行に起因する泥・砂利等の拡散防止に関する配慮
④　高さ制限遵守の確認
⑤　工事従事者への飛散防止等教育
㋑　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
イ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。